



食安監発 0813 第 1 号

平成 24 年 8 月 13 日

各 

{	都 道 府 県	}	衛生主管部（局）長 殿
	保 健 所 設 置 市		
	特 別 区		

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長

平成 23 年度食品、添加物等の年末一斉取締りの実施結果について

標記については、「平成 23 年度食品、添加物等の年末一斉取締り実施要領」（平成 23 年 11 月 17 日付け食安発 1117 第 2 号別添）に基づき実施し、今般、調査結果を別添のとおり取りまとめ、厚生労働省ホームページに掲載しましたので、お知らせします。

また、学校給食施設に対する監視指導結果の取りまとめについては、別添のとおり文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課長あて通知しましたので、御了知いただくとともに、引き続き、教育委員会等関係機関と連携を図り、学校給食施設の食品衛生の向上に努められるようお願いいたします。

厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/topics/syokuchu/01.html>

食安監発 0813 第 2 号

平成 24 年 8 月 13 日

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課長 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長

学校給食施設に対する監視指導結果について

学校給食施設の衛生管理については、平成 23 年 4 月 28 日付け食安監発 0428 第 5 号により、衛生管理の徹底、大量調理施設の衛生管理マニュアルの遵守について、調理員の衛生教育の徹底を含めて学校給食関係者等への周知方お願いしているところです。

今般、平成 23 年度に都道府県等において実施した食品、添加物等の年末一斉取締りの結果、別紙のとおり学校給食施設において設備の不備や食品の取扱い不良等が確認されました。

つきましては、監視指導結果を踏まえ、改めて、学校給食関係者等の衛生教育に取り組まれるとともに、引き続き食品衛生主管部局と連携を図り食品衛生の向上に努められるようお願いいたします。

## 学校給食施設に対する年末一斉取締り監視結果

	監視指導 延べ施設 数 (※1)	設備・食品 取扱いの不 備が確認さ れた施設数 (※2)	不備のあった施設内訳(重複あり)			処分量 (※6)	処分量以外 の処置件 数 (※7)	告発件数
			設備の 不備 (※3)	食品の取 扱不良 (※4)	その他 (※5)			
合計	742	33	17	18	8	0	44	0
北海道	118	14	12	7	5	0	24	0
青森県	5	0	0	0	0	0	0	0
岩手県	0	0	0	0	0	0	0	0
宮城県	1	0	0	0	0	0	0	0
秋田県	1	0	0	0	0	0	0	0
山形県	4	0	0	0	0	0	0	0
福島県	13	0	0	0	0	0	0	0
茨城県	17	5	1	2	2	0	5	0
栃木県	16	0	0	0	0	0	0	0
群馬県	1	0	0	0	0	0	0	0
埼玉県	3	0	0	0	0	0	0	0
千葉県	6	0	0	0	0	0	0	0
東京都	138	0	0	0	0	0	0	0
神奈川県	31	0	0	0	0	0	0	0
新潟県	20	0	0	0	0	0	0	0
富山県	6	0	0	0	0	0	0	0
石川県	0	0	0	0	0	0	0	0
福井県	22	8	3	5	0	0	8	0
山梨県	3	0	0	0	0	0	0	0
長野県	0	0	0	0	0	0	0	0
岐阜県	10	0	0	0	0	0	0	0
静岡県	82	1	0	0	1	0	1	0
愛知県	9	0	0	0	0	0	0	0
三重県	2	0	0	0	0	0	0	0
滋賀県	0	0	0	0	0	0	0	0
京都府	26	0	0	0	0	0	0	0
大阪府	30	0	0	0	0	0	0	0
兵庫県	25	0	0	0	0	0	0	0
奈良県	5	0	0	0	0	0	0	0
和歌山県	0	0	0	0	0	0	0	0
鳥取県	2	0	0	0	0	0	0	0
島根県	0	0	0	0	0	0	0	0
岡山県	1	0	0	0	0	0	0	0
広島県	8	0	0	0	0	0	0	0
山口県	10	1	1	0	0	0	1	0
徳島県	0	0	0	0	0	0	0	0
香川県	14	0	0	0	0	0	0	0
愛媛県	8	0	0	0	0	0	0	0
高知県	20	0	0	0	0	0	1	0
福岡県	7	0	0	0	0	0	0	0
佐賀県	3	0	0	0	0	0	0	0
長崎県	9	4	0	4	0	0	4	0
熊本県	13	0	0	0	0	0	0	0
大分県	22	0	0	0	0	0	0	0
宮崎県	8	0	0	0	0	0	0	0
鹿児島県	1	0	0	0	0	0	0	0
沖縄県	22	0	0	0	0	0	0	0

(参考)

- ※1 立入検査を行った延べ施設数を計上。なお、同一施設に2回以上立入検査を実施した場合は、その回数を記載。
- ※2 立入検査を行った結果、施設の不備、食品の取扱不良、その他の違反を発見した場合には、発見した施設数を計上。同一施設で2項目以上の違反を発見した場合であっても「1」と計上することとし、同一施設に2回以上立入検査を実施した結果、2回以上違反を発見した場合であっても「1」と計上。
- ※3、※4 立入検査を行った結果、施設の不備及び食品の取扱いが不良なものを発見した施設数を計上。なお、同一施設に2回以上立入検査を実施した結果、2回以上違反を発見した場合は、その回数を計上。
- ※5 立入検査を行った結果、上記のいずれにも該当しない違反を発見した場合、違反を発見した施設数を計上。なお、同一施設で複数の違反項目を発見した場合であっても「1」と計上。ただし、同一施設に2回以上立入検査を実施した結果、2回以上違反を発見した場合は、違反を発見した回数を計上。
- ※6 立入検査を行った結果、業務の禁停止命令、改善命令、物品廃棄命令等の処分を行った施設数をそれぞれ該当欄に計上。同一施設に2回以上立入検査を実施した結果、2回以上処分を行った場合は、処分を行った回数をそれぞれ計上。
- ※7 立入検査を行った結果、違反に関する処分以外の措置（始末書徴収、口頭説諭、その他）を行った施設数を計上。なお、同一施設に2回以上立入検査を実施した結果、2回以上処分以外の措置を行った場合は、その回数を計上。